

副 本

ウェブサイト削除等仮処分命令申立書

2023年11月6日

大阪地方裁判所 御中

債権者代理人弁護士 南 和 行



同 弁護士 中 井 雅 人



当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

保全すべき権利関係

人格権に基づく差止請求権

申 立 の 趣 旨

- 1 債務者は、別紙投稿記事目録記載の記事を仮に削除せよ。
- 2 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の記事につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表をしてはならない。

との裁判を求める。

申 立 の 理 由

第1 事案の概要

本申立てにおいて、債権者が公表の停止を求める別紙投稿記事目録記載の各記事（以下「本件ウェブページ」という、甲1号証）は、債権者の暮らす地域がいわゆる被差別部落であることをインターネット上で暴露しそれを喧伝するものであり、本件ウェブページを見た不特定多数の人々が、債権者ら当該地域に暮らす者らや当該地域に縁がある者らのことを、被差別部落出身者として差別することを惹起させるものである。

債務者は、被差別部落出身者らに対する差別を、社会的に拡大させる意図をもって本件ウェブページを作成し公開しているものである。

本件ウェブページが公開されていることで、被差別部落に暮らす債権者らは、自身が暮らす地域が被差別部落であることを24時間365日ずっと全世界に曝され、本件ウェブページの情報に基づき被差別部落出身者であると特定され、それに基づく不当な取り扱いや社会的排除といった具体的差別を、いつどのような形で受けるかも知らぬ恐怖の中に身を置かされている。

つまり本件ウェブページの作成と公開こそが、端的に、債務者による債権者ら被差別部落出身者に対する差別なのである。

よって、債権者は、本件ウェブページにより被差別部落であることが暴露されている地域に暮らす者として、今般、裁判所に対して、本件ウェブページの公表を停止することについての仮処分を申し立てるものである。

第2 当事者について

1 債権者

債権者は、本件ウェブページで被差別部落であることが暴露されている大阪府富田林市若松1丁目に暮らしており、本件ウェブページで氏名や自宅写真を掲載されている者である。

また、債権者は、部落解放同盟関係ほか248名が原告となって、債務者らに対し、「全国部落調査」復刻出版やインターネット上での公開の差止等を求めて提訴していた裁判（東京地判令和3年9月27日・平成28年（ワ）第12785号等・甲2、東京高判令和5年6月28日・令和4年（ネ）第1893号・甲3。以下「全国部落調査裁判」という。）の原告でもある。

2 債務者

債務者は、本件ウェブページおよび本件ウェブサイトの管理運営者であり、本件ウェブサイトのURL (<https://jigensha.info/>) のドメイン名の登録も、債務者個人となっており、前記全国部落調査裁判において、債務者自身が、本件ウェブサイトの管理運営者が、債務者個人であることを認めている。

なお本件ウェブサイトのタイトルである「示現舎」というのは、債務者が代表社員である合同会社示現舎（以下「本件会社」）の屋号であり、本件ウェブサイトのURL (<https://jigensha.info/>) のドメイン名（インターネット上のいわば住所表記）も、本件会社の屋号のローマ字表記である。

前記第1・1記載のとおり、全国部落調査裁判の被告でもある。債務者は、ウェブサイト「鳥取ループ」(<http://tottoriloop.miya.be/>) を管理運営し、同ウェブサイトでは、前記全国部落調査裁判において、裁判所が閲覧制限の対象とすることを決定した主張書面や書証（その中には債権者ら訴訟の原告らの陳述書も含まれていた）を公開し続けている（甲4、甲2・3においても認定されている。）。

このように債務者は、自身の管理運営するウェブサイトにおいて、裁判所が閲覧制限を決定している被差別部落についての裁判記録を取えて公開するなど含む、被差別部落を特定し暴露する情報を拡散する活動を長年にわたり行っている。

そして債務者が管理するウェブサイトはいずれも、その閲覧数や表示数により債務者に広告収入が発生する仕組みとなっているところ、債務者は、これら被差別部落を特定し暴露する情報をインターネット上に拡散することを収益化している。

なお債務者はSNSのX（旧Twitter）においても、「鳥取ループ@示現舎」

というアカウントを開設し、ウェブサイト同様に被差別部落を特定し暴露する内容の投稿をしてきたが、そのような債務者の投稿内容がX社のガイドラインに違反したことを理由に、同アカウントは凍結された。

第3 被保全権利の存在

1 債権者についての具体的な権利侵害の事実

(1) 本件ウェブサイトが被差別部落を特定し暴露する記事で構成されていること

本件ウェブページは、本件ウェブサイトの「人権探訪」というカテゴリーの中の一つの記事である。

本件ウェブサイトの「人権探訪」というカテゴリー（以下「本件カテゴリー」という。）において、債務者は、どこの都道府県のどこの市町村のどこの住所表記の地域が、被差別部落であるかということを、文字の文章と債務者自身が撮影した当該地域の写真により特定し暴露する内容の記事を、多数投稿している。

2023（令和5）年10月31日時点で、本件カテゴリーの投稿記事数は336本になっている。

そして遅くとも2023（令和5）年5月30日時点までは、本件カテゴリーの名前は「部落探訪」というとされており（甲5）、債務者は本件カテゴリーの投稿記事がすべて、被差別部落を特定し暴露する記事であることを、明示していた。

債務者が、どの時点で本件カテゴリー名を「人権探訪」と変更したのかは不明であるが、カテゴリー名が変わってもその記事の内容は同じである。

そしてほとんどの記事において、歴史的な部落差別に言及する記述がされていることなど、それを一読すれば、被差別部落であることを特定し暴露するものとして、具体的な地域についての文章と写真が掲載されていることがわかる。

(2) 本件ウェブページが若松一丁目を被差別部落と特定し暴露する内容であること

本件ウェブページは、「人権探訪（247） 大阪府 富田林市 若松1丁目」というタイトルであり、大阪府富田林市若松1丁目という限定された地域を紹介する

記事であることが示されている。

そして本件ウェブページの文章は、冒頭から「ここはかつては「南新堂」と言い、戦前には268戸の部落だったとされている」との記載があり、「部落」つまり「被差別部落」について言及する記事であることが明示されている。

その上で債務者は、「研究者によればここはそもそも賤民の村ではなく、水平社によってでっち上げられた部落なのだという」という文章を記載し、まさに本件ウェブページで紹介する大阪府富田林市若松一丁目という限定された地域が、被差別部落として社会的に認識されるべき地域であることを紹介している。

なお、この文章において債務者は、「研究者によれば」という文言を用いることで、そもそもその内容が、原資料からの引用あるいは伝聞であるかのような体裁をとっているが、本件ウェブページが、それを閲覧した者に対して、紹介されている若松一丁目という地域を「被差別部落である」と認識させるかどうかが問題なのである。

それは同文章が、研究者の言を借りて「そもそも賤民の村ではなく、水平社によってでっち上げられた」と書くことで、「紹介している若松一丁目は、むしろ被差別部落に該当しないというのが歴史的事実なのですよ」とでも言いたいかのような体裁をとっていることについても同じである。

これらの体裁はいずれも小手先の誤魔化しであり、冒頭のこの文章を読めば、「これから文章と写真で紹介する、若松一丁目という地域は、被差別部落ですよ」ということが本件ウェブページの趣旨であり製作者の意図であることは、容易に理解できるのである。

すなわち本件ウェブページは、若松一丁目という地域を、被差別部落として特定し暴露する内容なのである。

(3) 本件ウェブページが被差別部落に対する差別を内容としていること

ア 債権者を狙った「部落探訪」であること

債権者は、本件ウェブページで紹介されている大阪府富田林市若松一丁目に暮らししており、本件ウェブページに掲載されている地域の写真の中には、債権者の

自宅建物も写りこんでいる。債権者は全国部落調査裁判の原告であるところ、債務者はあえて債権者の自宅付近から「部落探訪」をスタートさせていると見るのが自然である。

イ 掲載されている写真

本件ウェブページは、路地に面した複数の戸建て住宅の写真、外観上の特徴があり容易特定可能な市営住宅の写真、さらには地域の墓地の写真も掲載している。これらはいずれも、実際の大阪府富田林市若松一丁目の地域の写真である。これら写真はいずれも、前記（２）のとおり冒頭の文章により「若松一丁目という地域は、被差別部落ですよ」という趣旨が明言された上で、若松一丁目に実際にある建物等として、本件ウェブページの内容として掲載されている。

掲載されている住宅に居住している者や墓地を利用している者は、被差別部落に居住ないしルーツがあるということを住所という文字情報だけでなく、写真という視覚情報もあわせて摘示しているのである。

ウ 放置車両などの記載

本件ウェブページ（甲１・５頁）には、「墓地の横の道路には多数の車が放置されていた。中には明らかに廃棄されている車もある。必ずしも住民のものとは限らないが、この場所に駐車禁止標識がなく、幹線道路でもないので、車置き場になってしまっているとのことだ。」と記載があり、被差別部落が怖い・悪いといった印象を与える表現がされている。これは他の部落探訪のウェブページでも多い表現である。続いて「右翼のワンボックスカーを横目に、とりあえず部落の方へと向かった。」とも記載されているが（甲１・６頁）、これも同趣旨の表現である。

エ 市営住宅の写真

本件ウェブページでは、外観上の特徴がある市営住宅の写真については、その敷地内に立ち入って撮影した住宅内の掲示板の写真に掲載し、その写真の説明として「掲示板には『解放ニュース』が貼られていた」という文章を添えたり、また同じく敷地内から撮影した建物近接写真の説明として「（市営住宅の家賃を）住

民が解放新聞の購読料と一緒に集金している」という文章を添えたりしている。それに市営住宅の全景写真を掲載し、その写真の説明として「若松団地に入居すると入居者の情報は解放同盟に流れ、解放新聞の購読を求められるという。」という文章を添えている。

これら市営住宅の一連の写真と説明は、本件ウェブページを読む者が「若松一丁目にある外観に特徴がある市営住宅は、部落解放同盟に強い影響のもとで、住民が暮らしている」と認識するように誘導する内容である。なお、本件ウェブページで言及されている、解放ニュースも、解放新聞も、いずれも部落解放同盟が発行している機関紙である。

部落解放同盟は、すべての人が部落差別から解放されることを目的として設立された運動団体であり、部落差別があるからこそ、その差別に対峙し、被差別部落出身者に対する差別だけではない、あらゆる差別をなくすための取り組みを積み重ねてきた。

しかし、部落解放同盟の活動は、現実存在する部落差別において、現実に差別される側の視点からの取り組みであるから、そもそも部落解放同盟そのものが、その活動を曲解され揶揄されるという差別に曝されてきた。そして、個人が部落解放同盟の活動に参画するにあたって、その個人は常に被差別部落出身者であるかどうかの詮索に曝され、差別からの解放のための活動に身を置くことそのものが、被差別者であることを明らかにすることと表裏一体であり、現に部落解放同盟の活動に参画することで、「解放同盟員である」という形での差別に曝されることともなった。

なお、差別というのは、何も具体的に殴る蹴るという暴力にさらされるとか、経済的に劣位におかれるとか、社会的に冷遇されるということだけではない。住んでいる場所や地域であるとか、社会的活動に対する信念であるとか、ただ自分自身がそこで生きているということだけをもって、ことさら「被差別部落出身者だ」とか、「解放同盟員だ」とか、「部落の人だ」とか、言われないということ

ある。

本件ウェブページは、冒頭の文章においてあたかも研究者の言葉を借りるよう誤魔化しをしたり、暴力や暴言を扇動したりすることを敢えてせず、しかしそれを読む者に対して「ああ、この地域は、被差別部落なんだ」「この地域のこの団地に暮らす人は、解放同盟の強い影響を受けているんだ」という、部落差別をする側の意識の種を植えることこそが悪質なのである。

オ 小括

本件ウェブページは、要するに若松一丁目という限定された地域で、少なくともこの写真に写りこんでいる戸建て住宅や墓地そして市営住宅は被差別部落であり、そこに暮らす人たちは、被差別部落出身者であったり、部落解放運動に取り組む解放同盟員であったり、あるいは解放同盟に強い影響を受けている人たちであるという、この地域に暮らす人や縁がある人が、部落差別を受けることを助長する内容のみで構成されているのである。

(4) 本件ウェブページが債権者の差別されない権利を侵害すること

債権者の自宅建物が、本件ウェブページに掲載されている写真に映りこんでいるとおり、債権者は、本件ウェブページにより被差別部落であることを特定され暴露されている当該地域の中に暮らしている。

そして本件ウェブページが、紹介する地域を差別する内容のみで構成されているとおり、本件ウェブページは、当該地域に暮らす債権者を差別するものである。

このような本件ウェブページは、債権者の基本的人権である差別されない権利に基づく人格権を侵害するものである。

この「差別されない権利」が、憲法上保障された基本的人権であり、そして私人間においても不当に侵害されない人格権を構成する利益であること、さらにはこの「差別されない権利」に基づく人格権が、歴史的に人が作り出した差別であり現在まで未だ解放されていない部落差別についてこそ法律上保護されるというべきことは、全国部落調査裁判の東京高等裁判所の判決も示すとおりであり、それについて

は後記2および3で詳述する。

2 差別されない権利

(1) 全国部落調査裁判 東京高裁判決による「差別されない権利」

東京高判令和5年6月28日・令和4年（ネ）第1893号・各損害賠償等、同反訴請求控訴事件（一審原告：部落解放同盟外234名・一審被告：示現舎・宮部龍彦・三品純）は、「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。」とし、被差別部落所在地情報の公表により被差別部落出身等を理由に差別を受けるおそれがある者は、前記人格的な利益に基づき、被差別部落所在地情報の「公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。」と判示した（同判決22～24頁）。

同判決は、その権利侵害の判断において、「①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させ

る情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」としており（同判決22～24頁）、こうした権利侵害は、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上で公開している本件でも同様である。

（２）法務省依命通知による「差別されない権利」

法務省人権擁護局調査救済課長は、平成30年12月27日付で、法務局人権擁護部長及び地方法務局長に宛てて、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について、従来は不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発する目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、かかる目的に基づくものであるか否かにかかわらず人権擁護上許容し得ないものであり原則として削除要請等の措置の対象とすべきである旨の依命通知を发出した。この依命通知は、「身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。このような現実を前提にした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということができる。」とするものであった。また、同依命通知は、『〇〇地区は同和地区であった（ある）。』などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。」とも述べている。（以上につき甲6・依命通知、甲2・18～19頁）

このように同依命通知からしても、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同

被差別部落の画像や動画をインターネット上での公開することは、差別されない権利を侵害し、削除されるべきものである。

3 現在も続く深刻な部落差別

(1) いわゆる同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業・住居・結婚・交際・服装等にいたるまで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（甲7・同和対策審議会答申 第1部の1「同和問題の本質」）生活を余儀なくされていたのである。

明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922（大正11）年3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言したが、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた。

(2) 日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等原則・差別されな

い権利を明示し、重ねて同上2項及び3項で貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

1965（昭和40）年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申している（甲7）。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申では「明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」が求められ、これを受けて1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が10年間の時限立法として制定された。

しかし、その6年後である1975年に後記第2の3で述べる「部落地名総鑑」事件が発覚した。

同和対策事業特別措置法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎え、国による同和対策事業は終了した。

（3）現在も続く部落差別

しかしながら、上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものではなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、

同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

これらは、全国部落調査裁判の東京地裁判決（甲 2）、東京高裁判決（甲 3）でも一部詳細に認定されている。

4 「部落地名総鑑」の問題性

（1）「部落地名総鑑」事件とは

1975年、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく、法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全てを総称して「部落地名総鑑」という。）、この「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、上場企業を中心に延べ223社（人）にも達した（購入者数が「延べ」となるのは、同一の「地名総鑑」を2冊購入したり、購入後コピーをしたりした企業があったこと等による。）（甲8『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』・16頁）。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が採用において被差別部落出身者を排除するためのものであるのは明らかであった。たとえば、第8番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「…不用意にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事項かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とある（甲8『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』・14頁）。採用面接時の質疑応答によ

って、被差別部落出身者を採用から排除するのが難しいから、「部落地名総鑑」を利用して「制裁を受ける」ことなく被差別部落出身者を採用から排除するということである。

(2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分の配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が1975年末に発覚して以来、法務省は各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、順次、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された（甲2・16頁）。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱

われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである。

(3) 「部落地名総鑑」事件のその後

1989年7月、法務省人権擁護局は、「…悪質な差別図書『人事極秘・部落地名総鑑』が販売されていることが発覚して以来、重大な人権侵犯事件として調査してきた…8種類の部落地名総鑑が販売されており、これまでに発行者2名及び購入者203社(人)(延べ219社)について勧告等の処理をした。本年7月、法務省は、残りの発行者等11社(人)及び購入者3社(人)(延べ4社(人))について勧告等の処理をし、これにより部落地名総鑑事件の処理を終了した。…」と文書を出した(甲8・36頁)。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点が多く、そもそもこの終了宣言時点でも「部落地名総鑑」事件が終了していないことは明らかであった。その後、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されたりしている。

その延長線上に位置するのが全国部落調査裁判であった。「全国部落調査」とは、「昭和11年3月、財団法人中央融和事業協会によって編纂された資料であり、同協会が融和事業の積極的計画化のための基礎資料として、昭和10年頃に各府県(東京府を含む。)に照会して受けた調査報告の内容をまとめたものである。「全国部落調査」は、その表紙中央付近に「秘」と表記され、「統計表」及び「各府県部落調査」と題する統計資料から構成され、参考表として「大正十年内務省調査全国部落統計表」が添付されている。このうち、「各府県部落調査」は、全国の府県ごとに部落所在地、部落名、戸数、人口、職業(主業・副業)及び生活程度を記載したものである。」(甲2・8頁)。債務者は、手書きであった「全国部落調査」を活字化し、現在地を追記する等して新たに「復刻版 全国部落調査」作成し、出版しようとしたものである(甲2・8～9頁)。

また、前記第2・2(3)で記載したように現在でも戸籍謄本等不正取得事件が多発しており、形を変えて「部落地名総鑑」事件が存在し続けている。

(4) 小括

「部落地名総鑑」は、被差別部落の所在地のみが記載された図書であり、その作成や購入の動機からしても、差別のための調査が主たる目的である。このような「地名総鑑」が生まれる背景には、どこが被差別部落であって、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという欲求が存在する。これは個人的欲求という次元ではなく、企業や行政等の作為・不作為が作り出してきた社会構造としての部落差別の欲求である。この点、全国部落調査裁判の東京高裁判決は「…誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり…」(甲3・23頁)と指摘している。こうした部落差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。この連鎖を断ち切るためには、「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する「全国部落調査」や本件ウェブサイト(甲1)を削除する必要がある。

5 「部落探訪」の経緯と問題性

(1) 債務者による「全国部落調査」公開

債務者は、遅くとも2016年1月3日までに「全国部落調査」に記載された情報を自身が管理する同和地区 wiki というウェブサイト公開し始め、順次、「全国部落調査」そのものの電子データ、債務者が編集した「復刻版 全国部落調査」を公開した(甲2・8～11頁)。

全国部落調査裁判にかかる出版差止仮処分認容決定が2016年3月28日、同ウェブサイト差止仮処分認容決定が同年4月18日、全国部落調査裁判の本訴提起が同月19日であった。その後、前記仮処分決定はそれぞれ保全異議審、保全抗告審において概ね維持されるが、後述のとおり、それに伴い債務者は、本件ウェブサイトで投稿している「部落探訪」を増加させていった。

(2) 「部落探訪」の増加・拡大

債務者は、2015年末に「全国部落調査」を発見し、2016年1月には電子化しインターネット上で公開した。債務者は、上記発見と同時期である2015年12月から本件ウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画を開始した。2016年3月時点では4か所、同年11月時点で19か所、2017年9月時点でも40か所であったが、その後、2023年10月31日時点で336か所となっている（甲11）。一覧表である「全国部落調査」を公開しているのともはや同じ状態になっている（画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高いといえる。）。

また、債務者は、自身が主宰する「神奈川人権啓発センター」のアカウントを使用して、上記「部落探訪」の各部落訪問時の状況を映像化したものを、動画再生サイト YouTube を使ってインターネット上で誰もが閲覧できるようにした。

「部落探訪」では、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなども写真（映像）として配信されている。

2018年8月31日、債務者は、同年8月21日付木村草太意見書（甲9）の証拠提出にともない、「木村草太先生の提案に従い、示現舎に『※差別目的での利用は禁止します』との注釈を付けました。これで憲法学者がやってよいとお墨付きです。バンバン部落探訪いたしますよ。いちゃもん付ける奴は憲法を知らない馬鹿か差別者でしょう」と Twitter 投稿した。その後、債務者は依命通知（甲6）も合わせ読み、示現舎ウェブサイト上の「部落探訪」に「学術・研究」という言葉をつけるようになった。しかし、債務者は、「タイトル変えればオーケーなんて木村意見書は書いてない」と全国部落調査裁判原告代理人に指摘されると、「これは皮肉でやっていることだから、そういうものだと思います」と「学術」目的が単な

る僭称であることを認めた（同裁判債務者尋問結果11頁）。

債務者は、「部落探訪」100回目（2018年11月19日投稿）で、以下のとおり、全国部落調査裁判提訴後に、それに先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを自白している（甲10）。

「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」

2019年11月21日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです」とTwitter上で宣言し（甲12）、開き直った。

2023年6月28日の東京高裁判決後には、本件ウェブサイト上でのタイトルを「部落探訪」から「人権探訪」に変更している。これも前述のとおり債務者の「皮肉」であろう。

このように、債務者は、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、全国部落調査裁判の仮処分決定や同裁判の地裁判決・高裁判決を潜脱する意図をもって、特定の被差別部落名・所在地、現在の状況等について公開・拡散し続けている（「全国部落調査」という一覧表から特定地区（ひとつの欄）を抽出し、ひとつまたひとつと被差別部落を晒し続けているのであり、「全国部落調査」ないし「復刻版 全国部落調査」を画像や映像つきで公開しているに等しい。）。

(3) 「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃

債務者は、全国部落調査裁判の原告にルーツのある被差別部落を選定し、原告名を「部落探訪」に書き込む等の攻撃も行っている。とりわけ中心的な役割を果たしている原告や本人尋問を実施した原告についてその傾向が強い。

本件でも、債権者は、全国部落調査裁判の原告として2020年9月14日に東京地裁で本人尋問を実施している。なお、本件ウェブページの投稿日は2021年11月10日と記載されているが、本件ウェブページに投稿されている画像は2020年6月25日に撮影されたものである（全国部落調査における債務者作成証拠説明書の記載。）。

(4) Google 社による動画削除と債務者による動画投稿の継続

ア Google 社による動画削除

2022年11月30日、動画投稿サイト YouTube を運営する Google 社は、債務者が運営する YouTube チャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた170本余りの動画を削除した(甲13)。削除された動画は、債務者が本件ウェブサイト上に掲載している「部落探訪」と称する記事と同内容のものであり、本件ウェブページに対応する「部落探訪」動画も同時に削除された(甲14)。

Google 社は、同動画を削除した理由について、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」と説明している(甲13)。

なお、債権者も含めた全国部落調査裁判の原告らは、「部落探訪」が、住民等の意思と関わりなく（ある場合は明確に住民の意思に反するものであることを認識しつつ）、その生活環境をさらす等その内容からして、差別助長行為であることは明らかであること、債務者自身も、「部落探訪」100回目（2018年11月19日投稿）で、全国部落調査裁判本訴に先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分決定による「全国部落調査」の出版等の禁止を潜脱する目的で「部落探訪」の掲載を続けていることを自白していること（甲10）等、「部落探訪」の問題性

を指摘し続けてきた。

イ 債務者が同様の投稿を継続することを明言し実際に継続していること

2022年11月30日、債務者は報道機関の取材に対し、動画の削除について、「納得がいかない。今後は独自のサイトに掲載することも考えている」と話している（甲13）。

また、同日、債務者は、「こちらで狭山市柏原の動画を公開しました」と述べて、「学術・研究：部落探訪(293)埼玉県 狭山市 柏原 下宿」と題する示現舎のウェブサイトで公開している記事のリンクを貼り、続けて「これを期に動画サイト以外でのストリーミング配信を研究していきます。部落探訪は必ず復活します！」とTwitterに投稿している（甲15）。リンク先の示現舎のウェブサイトでは、実際にYouTubeでは投稿できなくなった「部落探訪」をCloudflare Stream（YouTubeと同様に動画をアップロードし不特定多数のインターネットユーザーに動画を配信することが可能）にアップロードして、示現舎のウェブサイト内に埋め込み、同ウェブサイトから再生できるようにした（甲16）。

さらに、同年12月7日、債務者は、示現舎のウェブサイトにおいて、前記YouTubeの削除措置と収益化停止措置に伴い新たに動画サイトJINKEN.TVを設立した旨告知するとともに、YouTubeでは投稿できなくなった「部落探訪」を同動画サイトにアップロードし、示現舎のウェブページに同動画サイトのリンクを貼り付けている（甲17）。債務者は、「神奈川県人権啓発センター以外にも部落探訪をしているチャンネルはあるが、それらの削除は確認されていない。部落と明示しなければ削除されないと思うので、ぜひ読者も部落探訪を実践し収益化してはどうだろう。部落探訪は不屈、不滅なのである。」とも述べ、被差別部落を晒し続けることを宣言、奨励している。（甲17）。

加えて、JINKEN.TVのウェブサイトもまた本件ウェブサイトと同様、一覧表である「全国部落調査」を公開しているのともはや同じ状態になっている（画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高いといえる。

甲18)。

(5) 小括

このように債務者は、執拗に被差別部落を晒し続けている（実質的な「全国部落調査」の公開行為を継続し続けている。）。こうした執拗な態度からすれば、差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利侵害を除去ないし予防するべく本件ウェブページをはじめとした「部落探訪」の事前・事後の差止が必要である。

第4 保全の必要性

本件ウェブページはインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能である。よって、債権者の人格権に対する侵害は日々刻々と継続しており、一刻も早く債務者による発信防止措置が取られる必要があり保全手続による迅速な侵害状態からの回復が行われることが不可欠である。

また、前述してきたことに加え、次に引用する東京高裁判決も判示するように、債務者が執拗に部落差別を助長する情報を発信し続けていること、債務者による人権侵害の意図が強固であることから、保全の必要性は極めて高い。

「(3) 認定事実(I)及び(5)のとおり、我が国においては、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を解消するために、立法府や行政府による削除要請を含めた様々な対策が講じられてきた上、今日、インターネット上での部落差別に関連する情報の掲載が増加傾向にあり、これを閲覧する者は必ずしも差別的な動機を有する者に限られず、新たな差別意識が植え付けられる可能性が指摘され、民間のインターネット関係団体においても、特定の地域が同和地区であることを示す情報をインターネット上に流通させる行為は他者への不当な差別を助長する行為として利用者の禁止事項に当たり、当該情報を削除することができる旨を契約約款に定めることとし、現にこれを削除するなどの措置を講じているところ(認定事実(1)ク、(2)ア及び(5))、1審被告宮部は、①平成28年3月25日、ツイッターに「実のところ、仮処分命令が出ても実害はないんですよ。表題を変えて別の

名目で出版するとか、示現舎ではなく個人の立場でやるとか、いくらでも回避方法はあります。」と投稿し、②現に、1 審被告示現舎が同月 28 日に本件仮処分申立て 1 に係る仮処分決定を受けたにもかかわらず、本件書籍目録記載 3 の出版物をインターネット上のオークションサイトに出品するとともに、本件書籍目録記載 3 の著作物の出版を企図したばかりか（認定事実(3)ウ及びオ、1 審被告宮部本人 19、20 頁）、③東京法務局長から説示を受けたものの、これに従う意思はなく（1 審被告宮部本人 34 頁）、④同年 10 月 17 日、ツイッターに「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。」と投稿していたことなどに照らすと、本件書籍目録記載の各著作物の出版等によって不当な扱い（差別）を受ける又はそのおそれがあり平穏な生活を侵害される人が生じることについて顧みることなく、上記出版等による本件地域情報の公表について強い意欲を有していることは明らかである。」（甲 3・32～33 頁）

よって、保全の必要性が認められる。

以上

疎 明 方 法

証拠説明書記載のとおり。

添 付 書 類

- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 証拠説明書 | 1 通 |
| 2 | 甲号証各証写し | 各 1 通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1 通 |

投 稿 記 事 目 録

閲覧用 URL

<https://jigensha.info/2021/11/10/buraku-247/>

タイトル

人権探訪(247) 大阪府 富田林市 若松1丁目

投稿日時

2021 年 11 月 10 日